

大阪市立美術館ユニークベニユーにおける
慶沢園ご利用案内

1 使用可能エリア

大阪市立美術館テラス前の芝生エリアと周辺園路の約 1,500 m²（別図）

2 使用可能内容

【行 為】散策、飲食（ウェルカムフード・ドリンクなど）など

※大阪市公園条例第4条第1項第3号に該当する催し（競技会を除く）

【設置物】テーブル、椅子及びテントなど撤去の容易な仮設物

3 使用可能時間

開園日 午後6時から午後10時まで

閉園日 午前9時から午後10時まで

※使用可能時間には、準備・撤去の時間も含まれます。

※年末年始や工事、メンテナンス、イベント等によりご利用いただけない場合があります。

4 使用料金（公園使用料）

会費又は入場料を徴収しない場合 100 m²あたり 1,050 円/3 時間
[全面使用時（約 1,500 m²） 15,750 円/3 時間]

会費又は入場料を徴収する場合 100 m²あたり 2,120 円/3 時間
[全面使用時（約 1,500 m²） 31,800 円/3 時間]

5 使用許可申請手続き

- (1) 大阪市立美術館へユニークベニユー利用連絡の際、慶沢園の利用希望を伝えてください。また、慶沢園における利用用途と希望日時もお伝えください。後日、希望日時の使用可否について真田山公園事務所よりお知らせします。
- (2) 大阪市立美術館とユニークベニユーの利用打合せを行う時点で、慶沢園の使用日時、使用内容、設置物有無や設置内容、会費又は入場料の徴収有無のわかる書類一式（企画書等）を真田山公園事務所へ提出し、詳細について協議を行ってください。なお、「7 制限事項」に記載されている項目に該当する場合は許可できませんので、予めご了承ください。
- (3) 大阪市立美術館へ「大阪市立美術館ユニークベニユー施設使用申込書」・「大阪市立美術館ユニークベニユー施設使用契約書」を提出した後、行為許可申請書・利用図面・原状復旧誓約書・大阪市立美術館ユニークベニユー施設使用申込書（控）を真田山公園事務所へご提出ください（使用希望日の2か月～30日前まで）。
- (4) 上記書類の内容を確認させていただき、公園使用料の支払についてお知らせします。お知らせ後、速やかに公園使用料を真田山公園事務所の窓口でお支払いください（使用日の10日前まで）。お支

払と引換で許可証を発行いたします。

(5) 使用日の 10 日前までに、許可証のコピーを大阪市立美術館へご提出ください。

6 禁止事項

以下の行為は禁止です。

- (1) 慶沢園を利用する権利を第三者に譲渡もしくは質権等の担保として設定すること
- (2) 美術館備品の慶沢園内への持ち込み
- (3) 喫煙
- (4) 慶沢園の施設、設備、備品、芝生、植栽を損傷又は汚損する恐れがある行為
- (5) 火気の使用
- (6) 園内での動植物の採取
- (7) 使用可能エリア外への立ち入り
- (8) 車両（自動車、バイク、自転車等）の乗り入れ
- (9) 大阪市公園条例第 3 条第 1 項各号及び同条例第 4 条第 1 項各号（第 3 号を除く）に規定されている行為

※詳細については「大阪市立美術館ユニークベニユーに係る慶沢園使用規定」をご確認ください。

7 制限事項

以下の項目に該当する場合は、使用許可後又は使用中であっても許可を取り消し又は中止とする場合があります。このために生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。

- (1) 大阪市立美術館ユニークベニユー施設使用申込書、行為許可申請書及び添付資料の内容に虚偽の記載が認められた場合、又は使用目的・使用内容等が本市の許可したものと異なる場合
- (2) 本利用案内及び使用規定に記載する禁止事項、許可条件及び注意事項を遵守しない場合
- (3) その他、公園使用許可証に添付の公園使用許可条件（一般条件）に違反する場合
- (4) 大阪市内に特別警報または暴風警報が発令された場合

8 問合せ・申請書等提出先

大阪市建設局 東部方面管理事務所 真田山公園事務所

住 所：〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町 5-70（真田山公園内）

電 話：06-6761-1770

F A X：06-6761-1645

休 日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

※その他詳細については「大阪市立美術館ユニークベニユーに係る慶沢園使用規定」をご確認ください。

※本ご利用案内は令和 7 年 10 月 1 日現在のものであり、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

